

## 令和8年度事業計画(案)

法人の名称 特定非営利活動法人みきフレンド

## 1 事業活動方針

この法人は、心身障害児・高齢者・病人等、地域で暮らすうえで、近隣に住む人の支えを必要とする人達に対して、地域社会の中で助け合う仲間を形成し、社会へのさまざまな活動展開を通じて、彼等の個別の問題解決や、自立支援や社会活動を促す事業を行い、子どもの健全育成に寄与すると共に、保健、福祉の増進に寄与することを目的とする。

上記の内容は定款に記載されている私たちみきフレンドの活動理念です。この理念を端的に共有するとき「助け合いの地域づくり」と表しています。「助け合う」この言葉で私たちがイメージする意味。時代や国の在り方で変わってしまわないように。今一度、私たち自身が「助け合い」を意識して日々活動し、法人理念に寄与していくことが令和8年度の活動方針です。

## 2 事業内容

## (1) 心身障害児とその親を対象とした教育相談事業

- ・目的 障害児・者の健全育成
- ・方針 心身障害児とその家族が当相談事業を利用する事で、自ら教育方法や具体的な進路を見つけることができるように関わります。又、広く情報提供する事で側面からの支援を心がけます。
- ・内容 心身障害児及びその家族から教育や進路についての悩み事の相談を無料でおこないます。
- ・日時 通年
- ・場所 みきフレンド（みきフレンド・あふり）にて
- ・従事者数 5名 ・対象者 5名
- ・支出見込額 0円

## (2) 心身障害児を対象とした学習支援事業

## ①学習支援

- ・目的 定期的に通う場所を提供し、生活のリズムを作ることに役立て、学習を通じ自信を得ることや、コミュニケーション能力を身に付けます。
- ・方針 自己学習を尊重し、興味を持てる学習を支援します。指導するという立場をとるのではなく、寄り添い、自主性を大事にします。
- ・内容 心身障害児とその家族の希望により学習を支援します。
- ・日時 毎週土曜日（応相談） 1回 1～2時間程度
- ・場所 みきフレンド（みきフレンド・あふり）にて
- ・従事者数 5名 ・対象者 心身障害児の者 5名

- ・支出見込額 50,000 円

## ② 野外学習支援

- ・目的 他者と共同で一つの作業に関わることで協調性を育て、達成感を得ることができるようになります。
- ・方針 多くの方と関わる時に感じる様々な感情や気付きから、社会生活をするときに必要なことを学び取れるよう支援します。
- ・内容 野外での様々な活動（バーベキュー、畑の活動（花や野菜を育てる）ゴミ拾いなど）を通じ、人との関わり方やマナーを身に付けます。
- ・日時 ゴミ拾い（毎月第1日曜日）、バーベキュー、畑の活動（夏季）
- ・場所 秦野市内（みきフレンドの事業所を中心とします）
- ・従事者数 10人
- ・支出見込額 50,000 円

## (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における障害福祉サービス事業

- ・内容 「障害者総合支援法」に基づき、身体・知的・精神障害者及び難病患者が、居宅において自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。

### ① 居宅介護・重度訪問介護

- ・日時 営業日 毎週月曜日～金曜日  
営業時間 8:30～17:30 まで
- ・場所 秦野市
- ・従事者数 0人 ・対象者 0人
- ・支出見込額 0円

### ② 移動支援事業（平成19年8月より休止中）

### ③ 計画相談支援 事業所名 特定非営利活動法人みきフレンド・あゆみ

- ・内容 「障害者総合支援法」に基づき、身体・知的・精神障害者及び難病患者の当事者・家族の意思及び人格を尊重し、その人の立場に立って計画相談支援を行うとともに、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、心身の状況、その置かれている環境等に応じた、当事者・家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した計画相談支援を実施します。
- ・日時 営業日 毎週月曜日 ～ 金曜日（祝日含む）  
時間 8:30 ～ 17:30 まで
- ・場所 秦野市
- ・従業者数 3名 ・対象者数 20人
- ・支出見込額 260,000 円

(4) 福祉有償運送事業（休止中）

(5) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業

訪問介護事業 特定非営利活動法人みきフレンド・あふり

- ・内容 訪問介護員が利用者宅を訪問し、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができますようにします。
- ・日時 営業日 毎週月曜日～金曜日  
営業時間 8:30～17:30 まで
- ・場所 秦野市
- ・従事者数 15人 ・対象者 2500人
- ・支出見込額 19,900,000円

(6) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業

居宅介護支援事業 特定非営利活動法人みきフレンド・あふり

- ・内容 居宅で暮らす介護を必要とする高齢者が介護保険サービスや医療福祉サービスなどを適切に利用できるよう、専門的な援助を行ない、様々な手続きや連絡、調整、施設の紹介等の支援をおこないます。
- ・日時 1.営業日 毎週月曜日～金曜日  
2.営業時間 8:30～17:30 まで
- ・場所 秦野市
- ・従事者数 4人 ・対象者 1,650人
- ・支出見込額 25,000,000円

(7) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

地域密着型通所事業 特定非営利活動法人みきフレンド・あふり

特定非営利活動法人みきフレンド・あさひ

- ・内容 みきフレンドのデイサービスにおいて入浴、及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言・健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行ないます。
- ・日時 営業日 毎週 月曜日～土曜日  
営業時間 8:30～17:30 まで
- ・場所 特定非営利活動法人みきフレンド・あふり  
神奈川県秦野市西田原 512 番地  
特定非営利活動法人みきフレンド・あさひ  
神奈川県秦野市西田原 1237-3
- ・従業者数 23人
- ・対象者 要介護状態にある高齢者 4,500人
- ・支出見込額 43,900,000円

## (8) 介護保険法に規定する地域支援事業

### ① 介護保険法に規定する第1号訪問事業

特定非営利活動法人みきフレンド・あふり

- ・内容 要支援、事業対象者を対象に家事援助サービスを提供します。
- ・日時 営業日 毎週月曜日～金曜日  
営業時間 8:30～17:30 まで
- ・場所 秦野市

### ② 介護保険法に規定する第1号通所事業

特定非営利活動法人みきフレンド・あふり

特定非営利活動法人みきフレンド・あさひ

- ・内容 要支援、事業対象者を対象に通所事業を提供します。
- ・日時 営業日 毎週月曜日～土曜日  
営業時間 8:30～17:30 まで
- ・場所 みきフレンド・あふり、あさひ
- ・従事者数 35人 ・対象者 2,500人（訪問）850人（通所）
- ・支出見込額 11,500,000円

## (9) 高齢者等の生活支援事業

- ・内容 介護保険対象外の、身体介護及び家事支援・散歩・話し相手・出張美容サービスなど、本人の日常生活に係わる支援をします。楽しみに対応したサービス（ドライブ、レストランで食事、小旅行等）にも取り組んでいきます。
- ・日時 出来る限りご希望に添う日時でのサービス提供です。
- ・場所 秦野市 ・従事者数 40名
- ・対象者 秦野市在住の高齢者
- ・支出見込額 500,000円

## 3 事業所の主な概要

### (1) 運営の法人

特定非営利活動法人 みきフレンド  
理事長 小森谷 健児  
管理者 小森谷 健児  
所在地 神奈川県秦野市西田原5 1 2番地  
電話 0463(81)8260  
FAX 0463(81)8260

### (2) 事業所名

居宅介護支援事業 特定非営利活動法人 みきフレンド・あふり

訪問介護事業	特定非営利活動法人 みきフレンド・あふり
地域密着型通所介護事業	特定非営利活動法人 みきフレンド・あふり
地域密着型通所介護事業	特定非営利活動法人 みきフレンド・あかね
地域密着型通所介護事業	特定非営利活動法人 みきフレンド・あさひ
介護予防訪問介護事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あふり
介護予防通所介護事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あふり
介護予防通所介護事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あかね
介護予防通所介護事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あさひ
居宅介護・重度訪問介護	特定非営利活動法人みきフレンド
移動支援事業	特定非営利活動法人みきフレンド
介護保険法に規定する第1号通所事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あふり
介護保険法に規定する第1号通所事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あかね
介護保険法に規定する第1号通所事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あさひ
介護保険法に規定する第1号訪問事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あふり
計画相談支援事業	特定非営利活動法人みきフレンド・あゆみ

(3) 事業の開始年月日及び介護保険指定（許可）年月日

平成14年12月1日	訪問介護事業	(平成14年12月1日)
平成15年4月1日	居宅介護支援事業	(平成15年4月1日)
平成15年4月1日	通所介護事業	(平成15年4月1日)
平成17年4月1日	知的障害者居宅介護事業	(平成17年4月1日)
	児童居宅介護事業	(平成17年4月1日)
平成17年11月10日	通所介護事業	(平成17年11月1日)
平成18年4月1日	介護予防訪問介護事業	(平成18年4月1日)
	介護予防通所介護事業	(平成18年4月1日)
	知的障害者外出介護・ 障害児外出介護事業	(平成18年4月1日)
平成18年10月1日	居宅介護・重度訪問介護 移動支援事業	(平成18年10月1日) (平成18年10月1日)
平成19年8月1日	通所介護事業	(平成19年8月1日)
平成22年7月1日	介護予防通所介護事業	(平成22年7月1日)
平成28年4月1日	地域密着型通所介護	(平成28年4月1日)
平成29年5月1日	第1号通所事業（基準緩和型）	(平成29年5月1日)
平成29年10月1日	第1号訪問事業（基準緩和型）	(平成29年10月1日)
令和5年4月1日	計画相談支援事業	(令和5年4月1日)